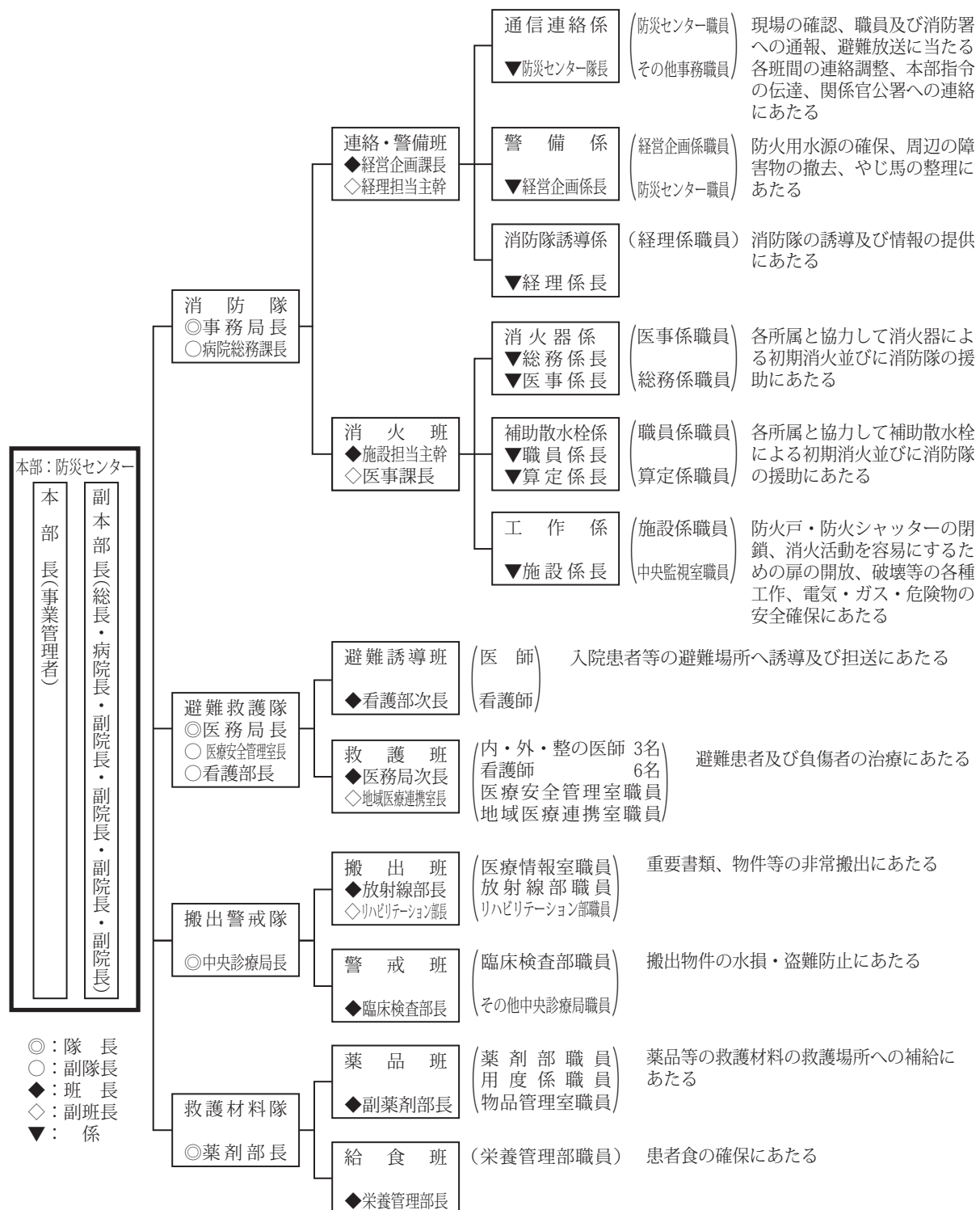


IV 防災体制

自衛消防隊編成表（平日昼間）

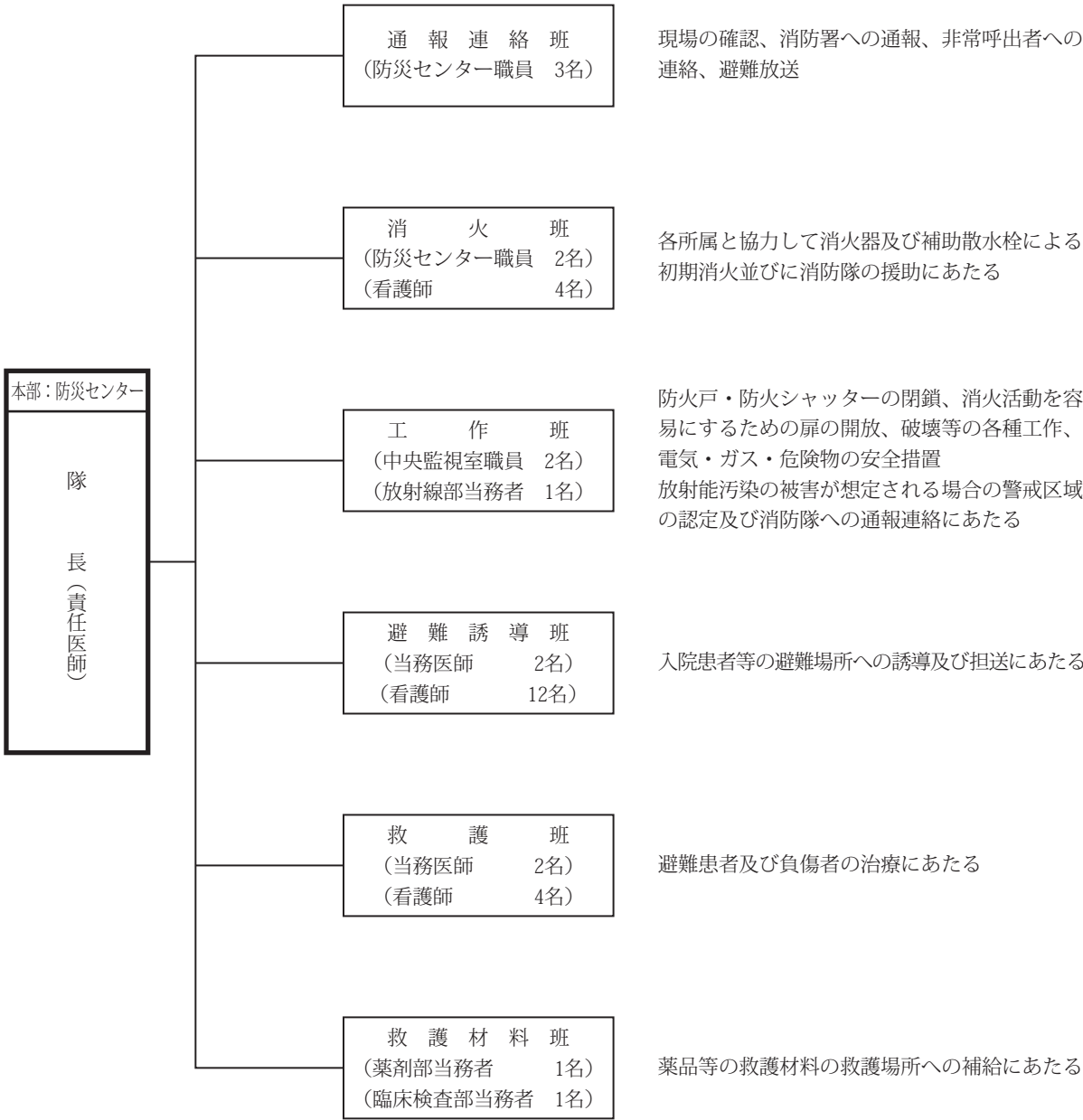
令和6年3月31日現在



- (注) 1. 本編成表に記載のない職員等は、有事の際は初期消火及び避難誘導活動にあたること。
2. 各病棟看護師長は、入院患者等の避難誘導（人員検索を含む）にあたっては、常に自己の管理する病棟の状況に即した誘導方法及び任務の分担を予め定めておくものとする。
3. 各班は任務に基づく活動のほか、火災等の発生場所により次の活動を行うものとする。
(a) 出火階以下への連絡、消火班は出火階及び出火階以上の階の入院患者の救出救護及び避難誘導の応援にあたること。
(b) 出火階以下の避難誘導班は、上層階からの避難に支障とならないよう誘導すること。
(c) その他、防災の本旨に基づく活動を行うこと。

自衛消防隊編成表（休日及び夜間）

令和6年3月31日現在



- (注) 1. 休日・夜間における自衛消防隊の隊長は「責任医師」とし、当務表に表示する。
2. 防災センター職員は、有事の際は「別紙5」の非常呼出職員に連絡すること。
3. 病棟看護師長は、入院患者等の避難誘導（人員検索を含む）にあたっては、常に自己の管理する病棟の状態に即した誘導方法及び任務の分担を予め定め、休日及び夜間勤務看護師に適切に指示しておくものとする。
4. 各班は任務に基づく活動のほか、火災等の発生場所により次の活動を行うものとする。
 (ア) 出火階以下への連絡、消火班は出火階及び出火階以上の階の入院患者の救出救護及び避難誘導の応援にあたること。
 (イ) 出火階以下の避難誘導班は、上層階からの避難に支障とならないよう誘導すること。
 (ウ) その他、防災の本旨に基づく活動を行うこと。
※責任医師は、救急科の管理当務医師であり、内科医師及び外科医師とする。